

斜里海浜サケ・マス釣りルール 運用結果報告

斜里海浜サケ・マス釣りルール



美しい海浜と豊かなサケ・マス資源は、斜里町の大切な財産です。これらの持続可能な利用を目指するため、斜里海浜サケ・マス釣りルールを運用しております。来訪される皆様には、このルールを尊重してサケ・マスの釣りを楽しんでもらえますようお願いいたします。

臨時のお知らせ
ルール経過等



関係機関の連絡先

内 容	関係機関	電話番号
海のものしも、は海上保安庁		118
事件・事故	網走海上保安署	0152-44-9118
	斜里警察署	0152-23-0110
ヒゲマ出漁	知床財団 鳥獣保護センター	0152-24-2775
当ルール	斜里町水産林務課水産係	0152-26-8374

お役立ち情報

キャンプ場

国営知床野営場(斜里町ウトロ青川) ☎.0152-24-2722
クリオネキャンプ場(斜里町西町4) ☎.080-4950-6904
みどり工園シャリ(斜里町以久林北586) ☎.0152-22-2125
東達 水の学校(斜里町東達117) ☎.0152-23-7800

ゴミの引き取り

道の駅うるとろ・シリエトウ(斜里町ウトロ西196-8) ☎.0152-22-5000
 国営世界遺産センター(斜里町ウトロ西166-10) ☎.0152-24-3255
 ※受付時間 9:30~16:30

ゴミ箱は撤去していませんので、レジ詰所に分別してお持ちください。ゴミの量に応じて料金も異なります。食べ残しなど一般的なおみは引き取りますが、魚の内臓は引き取りません。

道の駅シャリ(斜里町東町37) ☎.0152-26-8688

※受付時間 9:00~10:30

窓口でゴミを輸入し、当日お昼入替前にお口に追加してください。食べ残しなど一般的なおみは引き取りますが、魚の内臓は引き取りません。

魚をよびける場所

国営知床野営場(斜里町ウトロ青川) ☎.0152-24-2722
利用料300円、利用時間6/1~9/30 (10:00~16:00)
利用料お魚の内臓の引き取りを含みます。
東達 水の学校(斜里町東達117) ☎.0152-23-7800
魚お魚に釣り許可、魚お魚に魚の内臓の引き取りを含みます。
クリオネキャンプ場(斜里町西町4) ☎.080-4950-6904
魚お魚に釣り許可、魚お魚料1500円→12割に引き下げ200円→1割が標準です。

サケ・マス釣りに関する法令と罰則

法 律 と 罰 則	罰 則
漁業法 漁業調整委員会に基づき国営知床川下流の釣りを禁止(206)	1年以下の懲役または50万円以下の懲罰
漁業法 許可を受けずに釣りを禁止(207) ①釣具、網、罟、罟(漁37条の4)、罟行きの釣具、釣針、魚鈎を釣り針とみなすこと(漁37条の4第2項) ②漁業法 第41条に違反して釣具を投入し、漁業法 第42条に違反して魚を捕獲すること(漁37条の4第2項) ③漁業法 第43条に違反して魚を捕獲すること(漁37条の4第2項)	1年以下の懲役または50万円以下の懲罰 ①以下の場合または50万円以下の懲罰 ②以下の場合または50万円以下の懲罰 ③以下の場合または50万円以下の懲罰
漁業法 漁業法 第44条に違反して魚を捕獲すること(漁37条の4第2項) ④漁業法 第45条に違反して魚を捕獲すること(漁37条の4第2項)	50万円以下の懲罰 54万円以下の懲罰または1,000万円以下の罰金 34万円以下の懲罰または1,000万円以下の罰金 罰金または科料
漁業法 漁業法 第46条に違反して魚を捕獲すること(漁37条の4第2項) ⑤漁業法 第47条に違反して魚を捕獲すること(漁37条の4第2項)	50万円以下の懲罰 54万円以下の懲罰または1,000万円以下の罰金 34万円以下の懲罰または1,000万円以下の罰金
漁業法 漁業法 第48条に違反して魚を捕獲すること(漁37条の4第2項) ⑥漁業法 第49条に違反して魚を捕獲すること(漁37条の4第2項)	50万円以下の懲罰 54万円以下の懲罰または1,000万円以下の罰金 34万円以下の懲罰または1,000万円以下の罰金
漁業法 漁業法 第50条に違反して魚を捕獲すること(漁37条の4第2項) ⑦漁業法 第51条に違反して魚を捕獲すること(漁37条の4第2項)	50万円以下の懲罰 54万円以下の懲罰または1,000万円以下の罰金 34万円以下の懲罰または1,000万円以下の罰金
漁業法 漁業法 第52条に違反して魚を捕獲すること(漁37条の4第2項) ⑧漁業法 第53条に違反して魚を捕獲すること(漁37条の4第2項)	50万円以下の懲罰 54万円以下の懲罰または1,000万円以下の罰金 34万円以下の懲罰または1,000万円以下の罰金

【発行先】斜里町産業部水産林務課水産係(北海道斜里町斜里町東町12番地) ☎.0152-26-8374

知床川下流のウトロ川を境に、国営第一級河川指定、一級河川(人)指定管理を行う。水産調整委員会、斜里町漁業委員会、北海道斜里町漁業、知床ガイド協議会、社会福祉協議会、日本赤十字会北海道支団、エシロープー・プロジェクト、APOC(人)指定管理センター、知床財団(人)指定管理、国営ウトロ青川管理事務所、北海道自然環境部環境設計部(国営事務、林務課)指定管理、国営知床川下流管理センター、北海道斜里町環境課、国土交通省(人)指定管理センター、国土交通省(人)指定管理センター、国土交通省(人)指定管理センター、国土交通省(人)指定管理センター

斜里町産業部水産林務課

1. 経過

- 令和4年6月～ 斜里町海浜利用適正化検討協議会での調査検討
- 令和5年2月 協議会から斜里町長に調査報告書と提言書の提出
- 令和5年7月～ ルール暫定版運用、ルール確定版に向けた調査検討
- 令和5年9月～ シンポジウム、意見交換会、アンケート
- 令和6年
- 7月1日 ルール確定版発布
 - 7月中旬 釣具店等へのポスター、リーフレット配布、ルール看板設置（15箇所）
 - 7月25日 ルール確定版説明会
 - 8月～ 現場啓発開始（盛期は週5日程のペース）
 - 9月 クリーンアップ作戦（2回）
 - 10～11月 ルールに関するアンケート

本日報告

サケ・マス採捕禁止区域と期間

区域	範囲	期間
イワウベツ川河口	河口の左右両岸、沖合 1000m	8月1日～12月10日
市口ベツ川河口	河口の左右両岸、沖合 100m	8月1日～12月10日
ベレケ川河口	ウト口遡岸西岸内	8月1日～10月31日
オンネベツ川河口	河口の左右両岸、沖合 500m	5月1日～10月31日
穂島毛川河口	河口の左右両岸、沖合 100m	8月1日～12月10日
穂島別川河口	河口の左右両岸、沖合 500m	5月1日～12月10日
新雄川河口	河口の左右両岸、沖合 1000m	5月1日～12月10日

立ち入り禁止 サケ・マス採捕規制等



禁止 DON'T

<p>場所取り禁止</p> <p>延焼、壊滅、騒音等による被害を及ぼすおそれがあります。</p>	<p>テント常設の禁止 (設置は24時間以内)</p> <p>長期にテントやタープを設置し、そのままにする行為は禁止されています。設置は24時間以内とさせていただきます。</p>	<p>砂丘の破壊禁止</p> <p>砂丘の地形・植生は保護されています。</p>	<p>指定区域、期間の立ち入り禁止</p> <p>期間・区域に入るとはならないこと、(期間)・区域への立ち入りは禁止されています。</p>
<p>ゴミ、残物の投棄禁止</p> <p>ゴミや物の投棄は環境や河川に悪影響を及ぼすおそれがあります。</p>	<p>植生への車両乗り入れやテント設置禁止</p> <p>砂丘植生への車両乗り入れやテント設置は禁止されています。</p>	<p>固定公園の砂浜は車両乗り入れ禁止</p> <p>砂浜から高砂の砂浜固定公園では、砂浜への車両乗り入れは禁止されています。</p>	<p>指定区域、期間のサケ・マス採捕禁止</p> <p>指定区域と期間においてサケ・マス釣りは禁止されています。</p>

守る KEEP

<p>釣竿の数は3本まで</p> <p>河川に釣竿を3本、すべて釣竿は3本までとさせていただきます。</p>	<p>釣る尾数は3尾まで</p> <p>1日に釣るサケ・マス釣数は3尾を超過してはなりません。(リリースは釣った数に含めずとも)</p>	<p>リリースは素早く丁寧に</p> <p>リリースの際は魚を傷つけないように素早く丁寧にリリースしてください。</p>	<p>知床ではヒグマに特段の注意を</p> <p>知床・別荘地には付けるおまじないを、知床公園を管理し、ヒグマの出没は動物を傷らすおそれがあります。</p>
<p>迷惑駐車はご遠慮を</p> <p>運行の滞りとなるお車や指定駐車場の外に駐車はご遠慮ください。</p>	<p>キャンプ釣行高はキャンプ場で</p> <p>知床公園内の上川川、幌子やテープを設営するなどのキャンプ釣行はご遠慮ください。</p>	<p>焚火はご遠慮を</p> <p>天候と釣りやすい環境を維持するため、知床公園への焚火はご遠慮ください。</p>	<p>ウト口遡岸東部のサケ・マス釣りはご遠慮を</p> <p>漁業や観光利用の多いウト口遡岸東部のサケ・マス釣りはご遠慮ください。</p>

公衆トイレのご案内

- 道の駅うしろ・シリエトウ
斜路町ウト口西 186
☎0152-22-5000
- 道の駅しゃり
知床本町 37
☎0152-24-6666
- さむかやトイレこかげ
別荘地本町 4
(4-6号ビル3階東側)
☎0152-23-3131
- オホーツク釧路トイレ
知床町釧路1丁目事務所
☎0152-23-3131

禁止と使用している行為について、許可や届出に基づく場合や管理関係者が行う場合はこの限りではありません。禁止されている行為に反した場合は、法令により罰せられることがあります。区域によっては届け出を済ませたとしても罰金等の場合があります。この通知は罰金によるものではありません。罰金の立入通知書は送付されることもありません。

確定版のポイント

釣竿の数は3本まで






釣る尾数は3尾まで

釣竿の本数検討総括表

釣り竿本数	項目							合計点
	一般的な理解	ブッコミ 釣り人の希望	釣り文化の尊重	類似ルール とのバランス	伝わりやすさ	来訪者の投機的 な動機の抑制	可搬性	
 ①	◎	×	△	○	◎	◎	◎	15
	シンボ40% ウエブ23%	ウエブ3%	ウエブ12% 現地調査0%	6例	印象に残りやすい数		1.9kg	
 ②	◎	△	△	◎	○	◎	◎	16
	シンボ37% ウエブ19%	ウエブ9%	ウエブ10% 現地調査5%	16例			3.8kg	
 ③	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	19
	シンボ13% ウエブ23%	ウエブ26%	ウエブ22%、現地調 査10%、雑誌2例	4例	印象に残りやすい数		5.7kg	
 ④	×	△	◎	×	△	○	△	8
	シンボ0% ウエブ5%	ウエブ9%	ウエブ7%、現地調査 15%、雑誌1例	0例	語呂の悪い数		7.6kg	
 ⑤	△	◎	◎	×	◎	△	△	12
	シンボ4% <small>(6本以上4%)</small> ウエブ16% <small>(6本以上6%)</small>	ウエブ25% <small>(6本以上21%)</small>	ウエブ17% <small>(6本以上32%)</small> 現地調査12% <small>(6本以上 5%)</small>	0例	印象に残りやすい数		9.5kg	
補足	何本にするのが良い と思うか、アンケート の全員の回答より。 ・シンボジウムn=75 人 ・ウエブn=280人	何本にするのが良い と思うか、アンケート のブッコミ釣り人の回 答より。 ・ウエブn=69人	実際の釣り竿使用本 数をアンケートのブ ッコミ釣り人の回答、現 地調査より。 ・ウエブn=69人 ・現地調査n=608人 ブッコミ釣りの方法を 紹介した雑誌、書籍 調査より。	釣り竿の本数を規定し ている海域等との比 較。 日本国内の海釣り施 設、漁業調整委員会 指示による船釣りラ イセンス、内水面漁 業調整規則より。	分かりやすさ、語呂 の良さ、印象の残り やすさ。 尾数と合わせるとさら に効果的。	竿を多数使用したい 遠方からの来訪者が 増え、オーバーキャ パシティ状態となっ ている。	車両乗入抑制や、ヒ グマ出没時の撒収の 容易性。 ・1セット≒竿600g+ リール400g+仕掛 200g+竿立700g≒ 1.9kg ・継続して持ち運ぶ 重量の推奨は体重 の15%以内	

資源保護の視点に加え、釣り人等の意見、類似ルールとのバランス、持ち運び可能な重量等から総合的に判断

尾数検討総括表

釣獲尾数	項目								合計点
	一般的な理解	釣り人の希望	実際の釣果との差異(サケ)	類似ルールとのバランス	伝わりやすさ	来訪者の投機的な動機の抑制	可搬性	食べる楽しみ	
 ①	◎	△	◎	○	◎	◎	◎	△	19
	シンポ34% ウエブ9%	ウエブ8%(0尾1%)	ウエブ28%(0尾8%)	3kg	印象に残りやすい数		3kg	20食	
 ②	○	△	◎	◎	○	◎	○	○	18
	シンポ24% ウエブ12%	ウエブ11%	ウエブ30%	6kg			6kg	40食	
 ③	◎	○	○	○	◎	○	△	◎	18
	シンポ25% ウエブ23%	ウエブ20%	ウエブ20%	9kg	印象に残りやすい数		9kg	60食	
 ④	×	×	△	△	△	△	×	◎	7
	シンポ0% ウエブ2%	ウエブ2%	ウエブ6%	12kg	語呂の悪い数		12kg	80食	
 ⑤	○	◎	△	○	◎	△	×	◎	15
	シンポ8% ウエブ28%(0尾以上3%)	ウエブ32%(0尾以上3%)	ウエブ8%	15kg	印象に残りやすい数		15kg	100食	
補足	何尾にするのが良いと思うか、アンケートの全員の回答より。 ・シンポジウムn=76人 ・ウエブn=280人	何尾にするのが良いと思うか、アンケートの釣り人の回答より。 ・ウエブn=195人	実際の釣果をアンケートのサケ釣り人の回答より。 ・ウエブn=143人	尾数や重量等を規定している海域等との比較。 ・内水面の例:5kg程度 ・対馬海区:10kg ・JGFA推奨魚種別バググリミットの大型魚:1-3尾程度 ・秋サケ船釣りライセンス:5尾	分かりやすさ、語呂の良さ、印象の残りやすさ。 竿の数と合わせるとさらに効果的。	多数釣ることを求めて遠方からの来訪者が増え、オーバーキャパシティ状態となっている。	車両乗入抑制や、ヒグマ出没時の撤収の容易性。 ・継続して持ち運ぶ重量の推奨は体重の15%以内	食べることを楽しみとしている場合の過不足。 ・1尾≒3kg×可食70%/切身100g≒20食 ・日本人の年間サケ消費量≒3kg	

資源保護の視点に加え、釣り人等の意見、類似ルールとのバランス、持ち運び可能な重量等から総合的に判断

2. 周知と啓発

(1) メディア向け対応



6月27日記者発表会（7社）

ルールに関する話題が、シーズンを通して様々な媒体で取り上げられ、社会的関心の高さをうかがわせた。

メディアでの取り上げ

- ・ テレビ 2回
- ・ 新聞 15回
- ・ 雑誌 6回

(2) 広告掲載

7月から11月まで掲載

広告も掲載したが、それ以上に記事
中で多数言及して頂いた。

前途洋々! 道内に広がる
サケの吉報

80年頃に4匹キャッチ
船付きエビで外道をシャットアウト

イルカに追われて状況一転
洗ね機員で6、7匹ヒット

新潟南浜サケ・マス釣りルール
船に乗り込み、サケ・マス釣り開始! 船乗りも楽しめる! 船乗りも楽しめる!

釣り場の数は
3ヶ所まで

釣り具数は
3ヶ所まで

釣り時間
10時～17時

釣り場
10時～17時

North Angler

秋鮭釣り

新時代の楽しみ方

クイルアールアカセ釣り・タックル講座

サケマス釣りルールのお知らせ

釣法別・アキアキ秋鮭釣り

(3) 看板設置

ルール看板設置 (15箇所)





(4) クリーンアップと合同啓発

ごみを捨てにくくする対策として
釣りシーズン前に浜をきれいに！



8月29日 斜里第一定置部会海浜清掃



9月13日 クリーンアップ作戦（1回目）



9月13日 クリーンアップ作戦（1回目）



9月27日 クリーンアップ作戦 (2回目)



9月27日 クリーンアップ作戦 (2回目)



以前 (R2) のクリーンアップ作戦



現在は露骨な場所取りは殆どないため、ゴミ拾いと啓発が主体

- ・ 9月13日（1回目）41名にて漂着ゴミを主体に250kg回収
- ・ 9月27日（2回目）40名にて漂着ゴミを主体に160kg回収

(5) 現場確認や啓発



現場確認や啓発
(盛期には週5-6日程度)



現場確認や啓発
(盛期には週5-6日程度)

町長も歩きました



現場確認や啓発
(盛期には週5-6日程度)

3. 利用の状況

(1) 釣人の来訪数

令和4年（2022年） 24,464人

令和5年（2023年） 21,049人

令和6年（2024年） 22,767人 → 盛期には平日4百人弱、休日5百人強が来訪

（令和4年、5年はさけます・内水面水産試験場、北見管内さけ・ます増殖事業協会、西網走漁協、網走漁協、斜里第一漁協、ウトロ漁協、網走市、斜里町による調査結果からの推計、令和6年はウトロ漁業協同組合、斜里第一漁業協同組合、斜里町調査からの推計）



(2) 令和6年(2024年) 釣獲尾数

時期	釣り開始から概ね2時間時点での1人当たりの釣獲尾数
8月中旬	0.3 尾
8月下旬	0.2 尾
9月上旬	0.4 尾
9月中旬	0.8 尾
9月下旬	0.9 尾
10月上旬	0.6 尾
10月中旬	0.8 尾
10月下旬	0.4 尾
11月上旬	0.2 尾
11月中旬	0.2 尾

(ウトロ漁業協同組合、斜里第一漁業協同組合、斜里町調査からの推計)

(3) ぶっこみ釣りでの釣竿の平均使用本数

令和4年（2022年） 5.9 本／人

令和5年（2023年） 6.4 本／人

令和6年（2024年） 2.9 本／人

（令和4年、5年はさけます・内水面水産試験場、北見管内さけ・ます増殖事業協会、西網走漁協、網走漁協、斜里第一漁協、ウトロ漁協、網走市、斜里町による調査結果からの推計、令和6年はウトロ漁業協同組合、斜里第一漁業協同組合、斜里町調査からの推計）



4. ルールの遵守状況

釣竿の数は3本まで



同時に使用する釣竿、竿立ての数は
3本以内としてください。

現場確認での遵守率は97.4% (n=2897名、ぶっこみ釣りのみ) で、ほぼ定着。



アンケートでは、
98%の方がご自身が守っており、浜での直接聞取のうち
95%の方が周辺でも概ね守られていると回答





竿数オーバー への対応

シーズン初期には守らない者が一定数見られたが、繰り返しの啓発により改善された。



釣る尾数は3尾まで



1日に釣るサケ・マスの数は
3尾以内としてください。

(リリースは釣った数に含めません)

現場確認での遵守率は99.5% (n=2870名) である
がシーズン初期の釣れていない時期のデータを含
むこと、しまわれている可能性に考慮が必要。



アンケートでは、
92%の方がご自身が守っており、浜での直接聞取のうち
74%の方が周辺でも概ね守られていると回答





3尾達成で、道具一式とサケを背負って、駐車場へ戻るベテラン。

場所取り禁止



杭や縄、物品で海岸や公共施設を
占有する行為は禁止されています。



場所取りは激減した。
3本3尾となったことで、場所取りをする必要性も薄まった。

場所取り禁止



杭や縄、物品で海岸や公共施設を
占有する行為は禁止されています。



ただし、流木を立てかける、
重ね置くなど、予備軍が時折
見られる。



見つけ次第撤去



特定の場所では繰り返しの啓発や撤去にもかかわらず場所取りが続いた



関係機関と対応協議中



テント常設の禁止
(設営は24時間以内)



海岸にテントやトイレを設置したままにする行為は禁止されています。
設営は24時間以内としてください。



拠点化できる場所ではないとの認識が定着した。
3本3尾となり、拠点化をする必要性も薄まった。

テント常設の禁止
(設営は24時間以内)



浜岸にテントやトイレを設置したままにする行為は禁止されています。
設営は24時間以内としてください。



理解後



連休時など24時間を多少超えるケースが散見されたため、都度お話をして理解を求めた。

砂丘の破壊禁止



砂丘の掘削、切土は禁止されています。

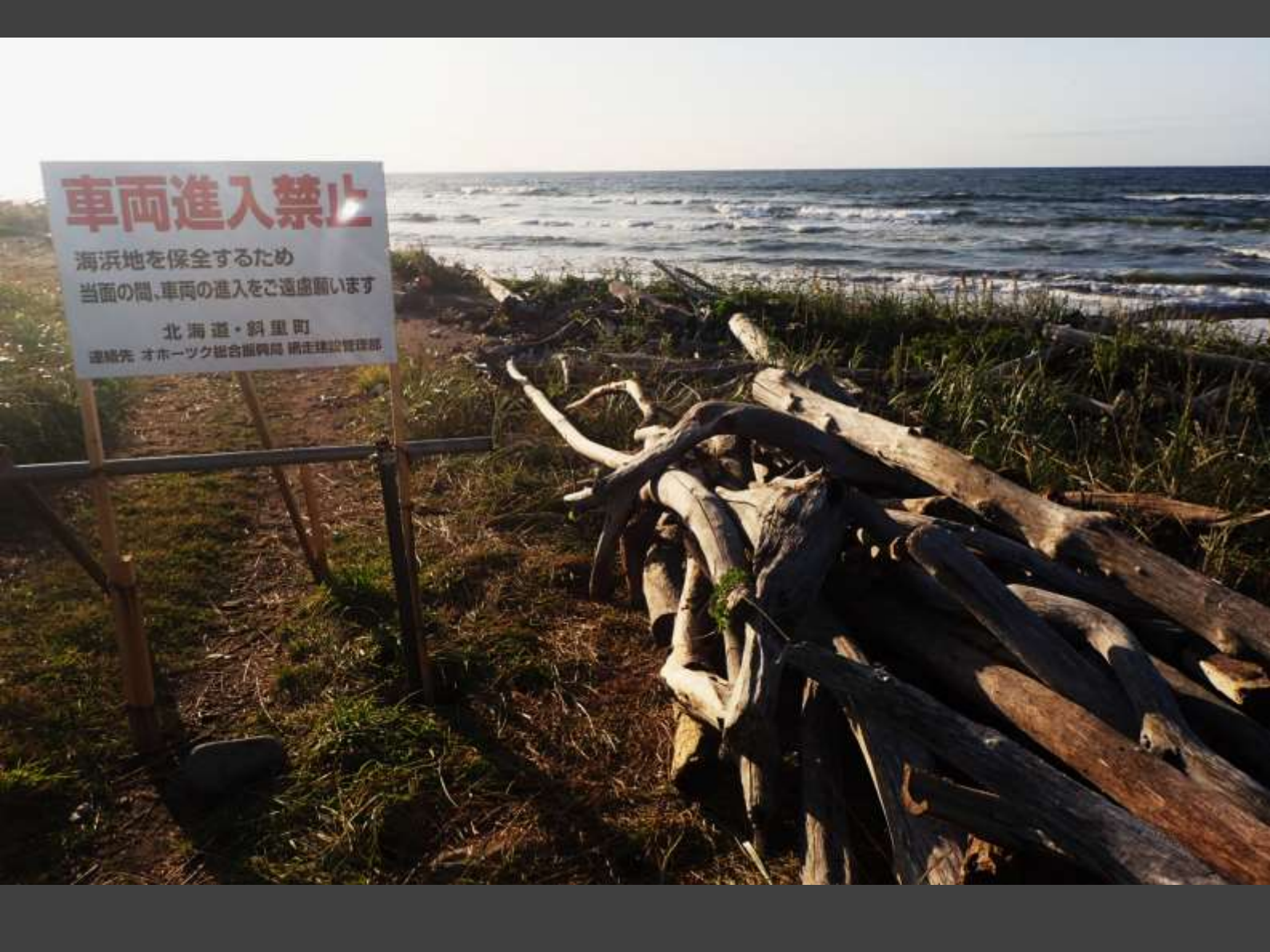


峰浜で極端に悪質な事案が発生し、厳しい対応がされ、車両侵入禁止となったが、そのことが他の場所への抑止力となった。

車両進入禁止

海浜地を保全するため
当面の間、車両の進入をご遠慮願います

北海道・斜里町
連絡先 オホーツク総合振興局 網走建設管理部



指定区域、期間の
立入禁止



関係者以外立入禁止と指定された場所、了解の
無い私有地への立入は禁止されています。



密漁対策のため車両侵入禁止（徒歩はOK）としている峰浜町有地について、バギー等での侵入が相次いだ。柵や鎖を追加し、不適切事例続いた場合は駐車利用も制限する旨の掲示を行い、改善した。



周辺に不適切に放置され
たバギー等





鎖の追加と掲示。
徒歩の場合は右手の60cm幅の通路が通行可能

ゴミ、残滓の投棄禁止



ゴミや常の残滓を海岸や河川に
投棄する行為は禁止されています。

ゴミは減ったように感じられるが、砂浜に埋めたりする事例は散見された。
(埋めたゴミはキツネに掘り出されて暴露)



植生への車両乗入や
テント設営禁止



砂丘植生への車両乗入や
テント設営は禁止されています。



植生への乗入が散見されたが、古い
轍を利用した事例が多く、対策不足
が原因と考えられた。
次年度は設置許可を受けたうえで、
注意箇所にロープ設置等を予定して
いる。

指定区域、期間の
サケ・マス採捕禁止



指定の区域と期間においてサケ・マス
を釣ることは禁止されています。

違反事例は確認されなかった。
人目の少ない糠真布でも、両岸100mの規制が遵守
され、その外側で釣りが行われていた（写真）。





オンネベツ川河口は釣人に代わり、遡上観察の観光者が多かった。

リリースは
素早く丁寧に



リリースは魚を弱らせないように
素早く丁寧に行ってください。



- ・ 流れの方向が一定ではないため、波打際でのリリースは難しいように感じられた。
- ・ 波打際で腰をかがめた姿勢でリリースすることは、安全上の懸念があるように感じられた。
- ・ 3匹釣り上げているにもかかわらず「あとはリリース」と言いながら釣り続ける者もあり、ルールの抜け道になる懸念が感じられた。

迷惑駐車はご遠慮を



通行の支障となる駐車や観光施設への
長時間駐車はご遠慮ください。



以久科原生花園駐車場でピーク時には写真のような状況も
あったが、恒常的に問題となる事例や苦情は無かった。

オシンコシンでも、一部の方はトンネル先に駐車して、観
光利用に配慮していた。

次年度はオシンコシンの滝駐車場に
「釣りのための長時間駐車はご遠慮ください」
との表示を行うことを予定している。

キャンプ的行為は
キャンプ場で



駐車場や道路上では、椅子や
テーブルを設置するなどの
キャンプ的行為はご遠慮ください。



駐車場や道路敷での酒盛り、焼き肉、テント設営などが
散見され、確認の都度注意した。



焚火はご遠慮を



火災と紛らわしい煙を出す焚火は
消防署への届出が必要です。
ごみの焼却は禁止されています。

焚火は散見され、確認の都度注意した。
ごみを焼却することが法令違反との認識の無い者
もいる。



(2) ルール違反への対応

当該者への啓発回数	人数(延べ)
初めて	48人
2回目以降	30人

どちらから	人数(延べ)
斜里	18人
斜里以外	45人
不明	15人

守らなかった理由	人数(延べ)
知らなかった	24人
ルール軽視	22人
出来心	20人
予備竿	10人
用事中的友人や家族の竿	8人
勘違い	3人
他魚種狙い	1人

守っている人が不公平感を感じないように、ルール軽視の違反者には厳重に対処。

5. アンケートの実施

斜里海浜サケ・マス釣りルールに関するアンケート

斜里町の財産である美しい海浜を保全し、豊かなサケ・マス資源の持続可能な利用を目指すため、斜里町では本年7月から斜里海浜サケ・マス釣りルール（以下：ルール）を運用しております。ルールの効果を検証し、より良い内容としていくためのアンケートを実施いたしますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

【アンケート結果は統計的に処理し、個人を特定できるデータは公開いたしません。】

Q1. 今年、あなたが斜里町海浜域で、サケまたはカラフトマス釣り（以下：サケ・マス釣り）をした日数、今後する日数は合わせて何日くらいですか？

0日 1～2日 3～5日 6～10日 11日～20日 21日以上

Q2. あなたは斜里町海浜域で、どのような方法でサケ・マスを釣りますか？（複数選択可）

ルアーや浮きルアー 岸からフカセ ブッコミ フライ その他

Q3. 斜里町では今年からルール確定版の運用を行っていますが、このことをどう思いますか？

大変望ましい 望ましい どちらでもない 望ましくない
非常に望ましくない わからない

Q4. 前問の答えに対する理由をお聞かせください。（複数選択可）

ルールの内容が厳しいため ルールの内容が優しいため
サケ・マス資源や自然保護のため サケ・マスを多く釣りたいため
釣場を確保しやすいため 釣場を確保しにくいため
長期滞在しにくいため 地域との共存のため

Q5. 斜里町海浜域において、あなたは約竿3本以内のルールを守っていましたか？

守っていた 時々守らないことがあった 殆ど守らなかった

Q6. 斜里町海浜域において、あなたは約獲り尾以内のルールを守っていましたか？

守っていた 時々守らないことがあった 殆ど守らなかった

（裏面に続きます）

Q7. あなたが釣りに行く斜里町海浜域では、約竿3本以内のルールは守られていましたか？

概ね守られていた あまり守られていなかった わからない

Q8. あなたが釣りに行く斜里町海浜域では、約獲り尾以内のルールは守られていましたか？

概ね守られていた あまり守られていなかった わからない

Q9. ルール運用後に斜里町海浜域で感じた、釣場の魅力の変化についてお聞かせください。

魅力が向上した 変わらない 魅力が低下した わからない

Q10. ルール運用後に斜里町海浜域で感じた、釣人数や釣場の混雑度合いの変化についてお聞かせください。（複数選択可）

釣人数が増えた 釣人数は変わらない 釣人数が減った
混雑が増した 混雑は変わらない 混雑が緩和した
今年が初めて 自分自身が行かなくなった わからない

Q11. ルールに関するご意見やご感想などがあればお聞かせください。（自由記述）

Q12. あなたの年齢について教えてください。

10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代以上

Q13. あなたの性別について教えてください。

男性 女性

Q14. あなたの居住先について教えてください。

斜里町内 斜里町以外

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

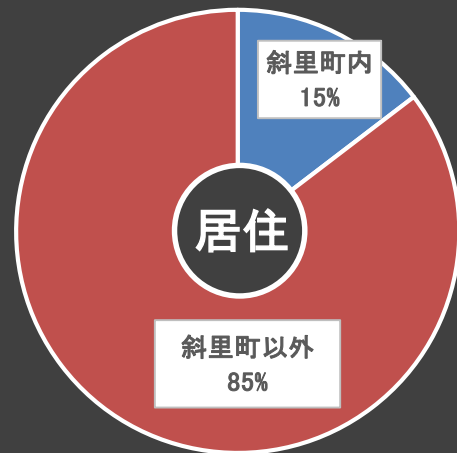
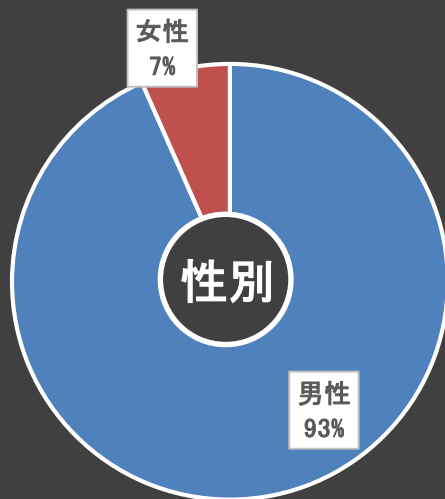
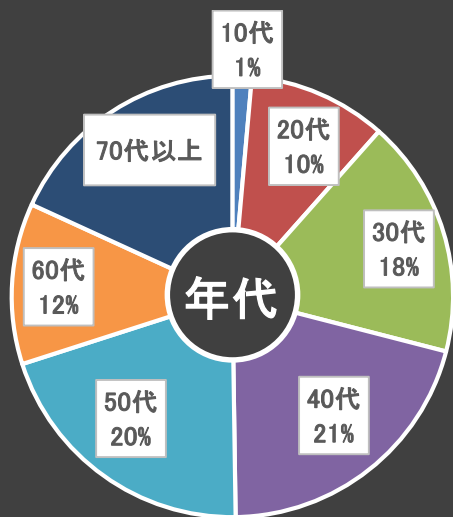


実施期間：令和6年10月1日～11月20日

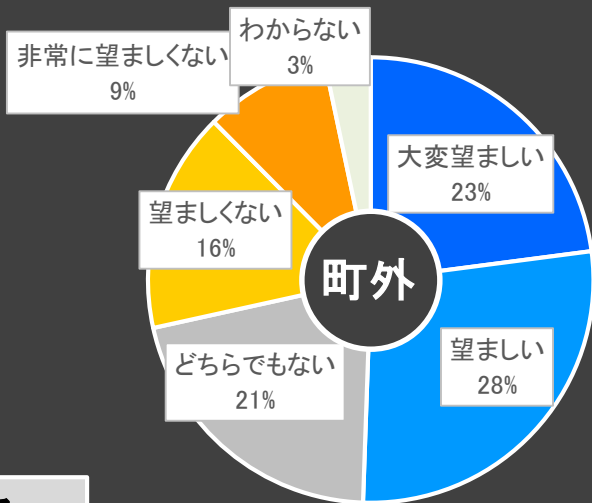
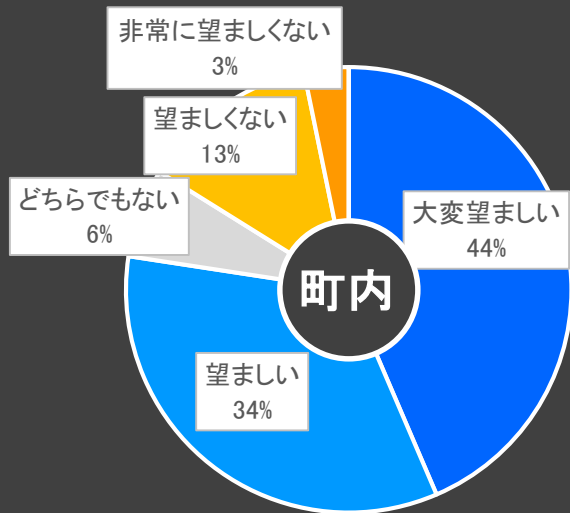
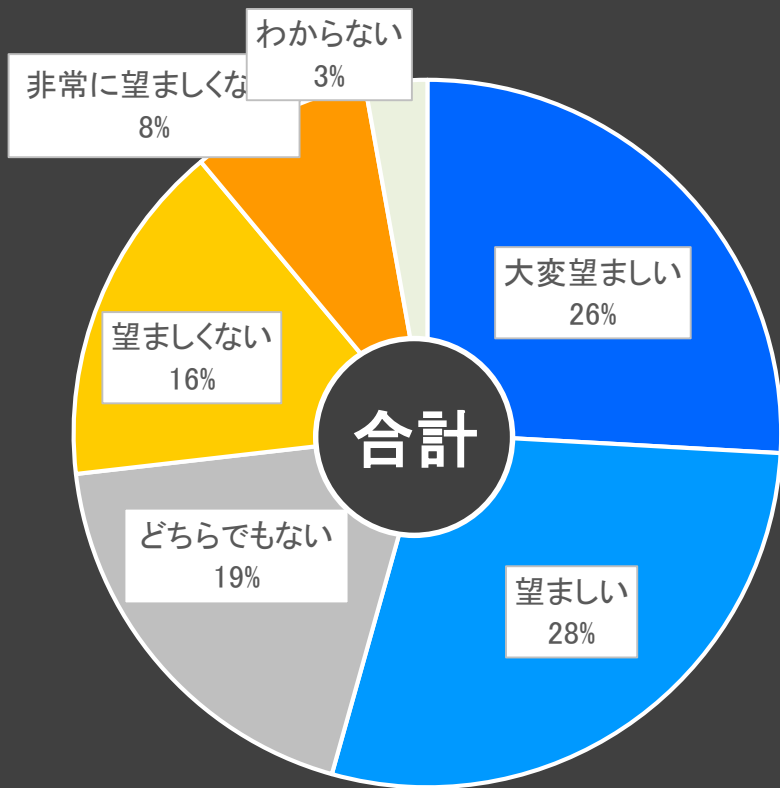
対象者：斜里町の海浜域を利用する釣人、関心のある者

実施方法：ウェブ、直接聞き取り

回答者数：425名（ウェブ203名、直接222名）

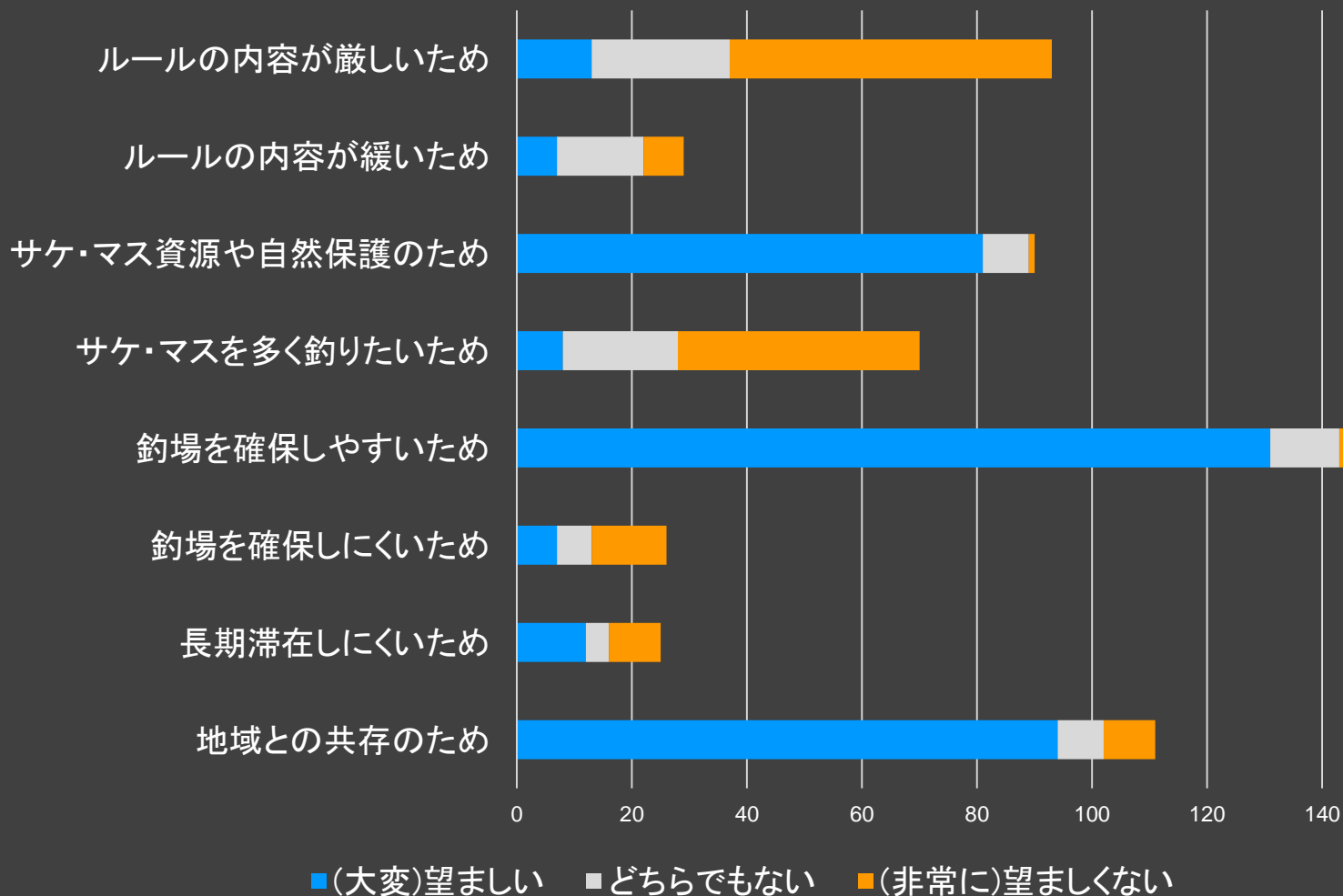


Q 斜里町では今年からルール確定版の運用を行っておりますが、このことをどう思いますか？

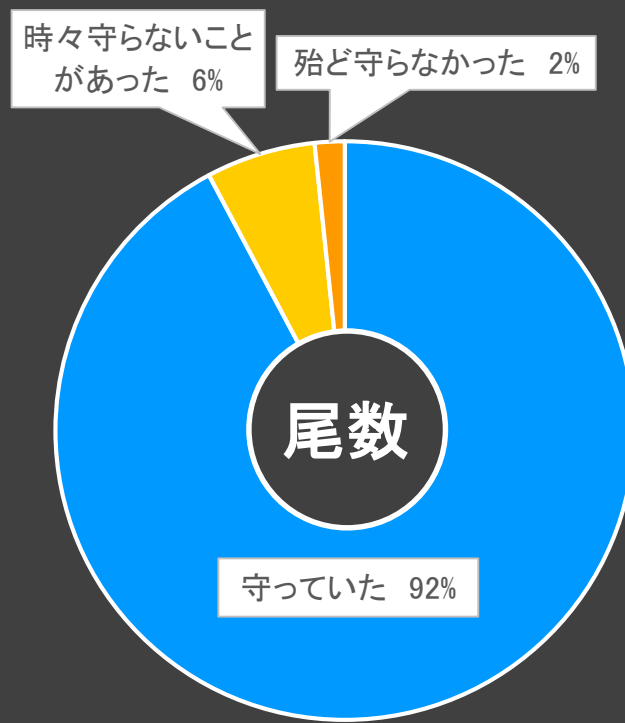
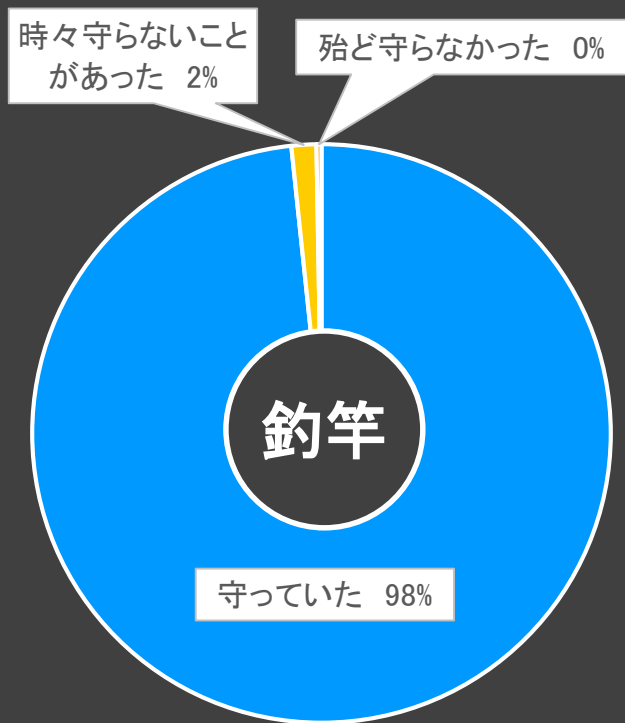


ルールは概ね前向きに受け止められている。
特に町内在住者の評価が高い。

Q 前問の答えに対する理由をお聞かせください。



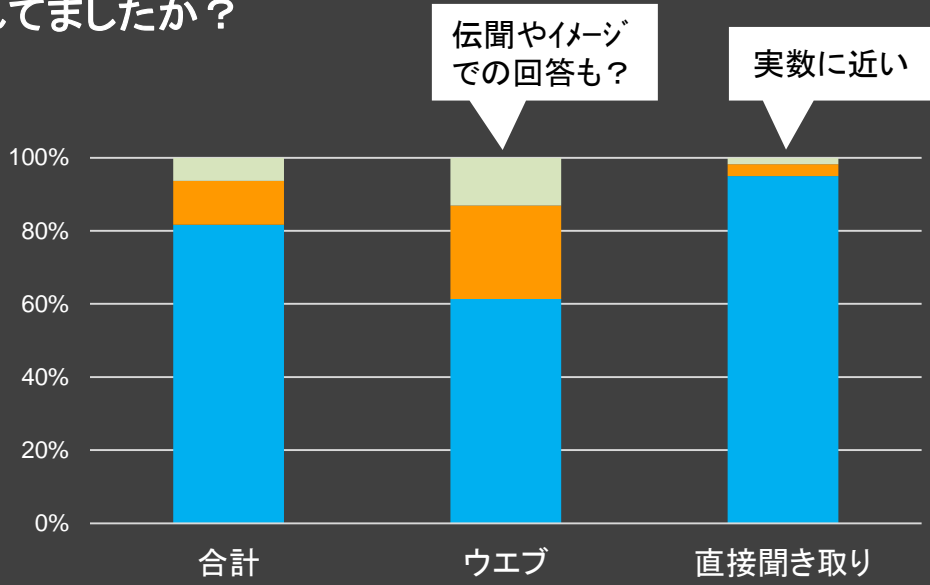
Q あなたは3本3尾ルールを守っていましたか？



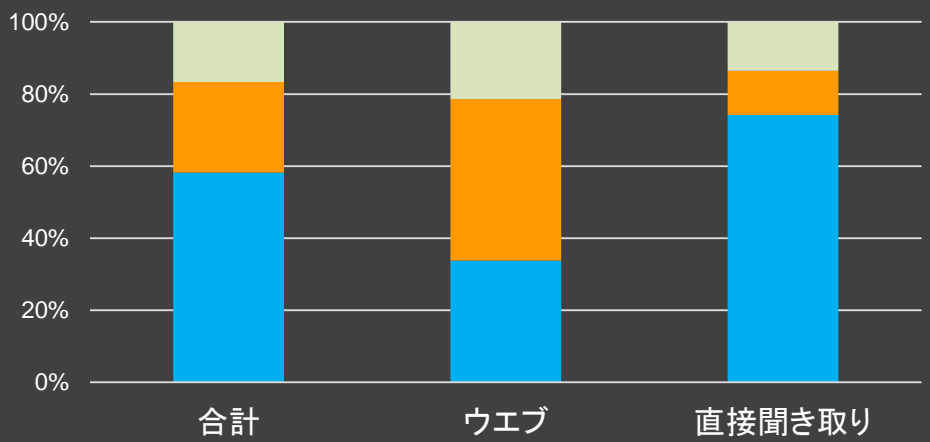
概ね守られていた

Q あなたが行く釣場では守られてましたか？

釣竿



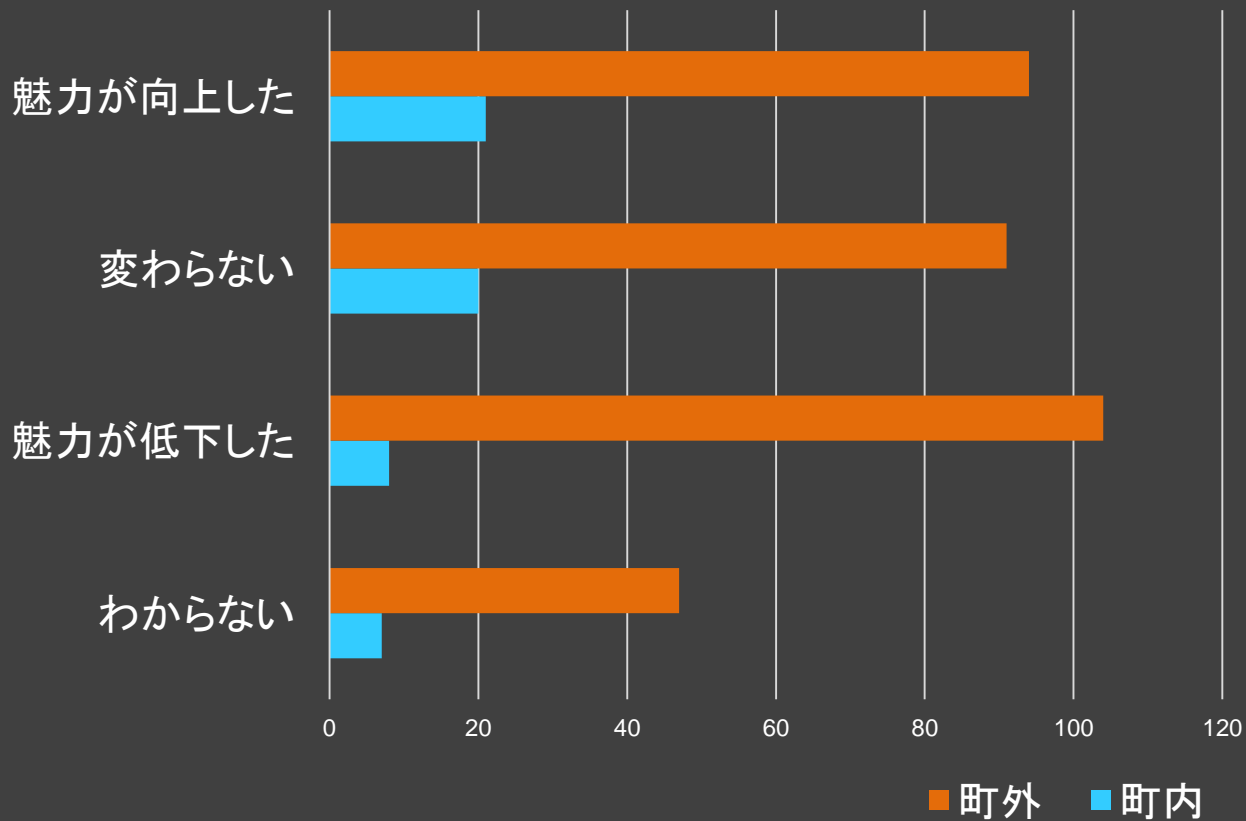
尾数



尾数は釣竿に比べて守らない人がいるよう

■ 概ね守られていた ■ あまり守られていなかった ■ わからない

Q ルール運用後に感じた釣場の魅力の変化についてお聞かせください。



町内者はプラスに、町外者はマイナスに感じている人が多い。

Qルールに関するご意見や感想などがあればお聞かせください。(自由記述)

①記載人数: 278人(425人中)

②主な内容: 次のとおり分類された。

※記載に複数の内容が含まれてる場合は、内容ごとに計数

区分	件数	内容	件数
ルールへの期待・賛同・感謝	107 件	ルールへの期待・賛同・感謝	107 件
ルールを進める方向の提案	92 件	ライセンス化や有料化を	32 件
		ルール違反への罰則、指導強化を	30 件
		さらに厳しい規制を	8 件
		違法行為の取締強化を	5 件
		ルール広域化を	2 件
		その他ルールを進める方向の提案	15 件
3本3尾への意見、要望	73 件	魚3尾では少ない	35 件
		竿3本は良いが、魚3尾は少ない	20 件
		竿3本では少ない	8 件
		竿3本も魚3尾も少ない	6 件
		3本3尾に女性や子供を含めるべきでない	3 件
		車やグループ単位で3本3尾にすべき	1 件
要望	66 件	ルール化で釣場残して	26 件
		駐車場やアクセス路案内を	10 件
		釣による経済活性化の視点を	9 件
		自然保護を	6 件
		禁止場所開放を	5 件
		トイレ、ゴミ箱を	5 件
		ルール検証を	3 件
		ルール周知徹底を	2 件
不満や不信	58 件	禁止するためのルールと感じる	12 件
		来訪に燃料や時間かかることへの言及	12 件
		漁業や漁師への不満	10 件
		釣場減少への不満	5 件
		検討過程への不信	2 件
		その他ルールへの不満、不信の意見	17 件
釣人のマナーや行動への苦言	35 件	釣人のマナーや行動への苦言	35 件
斜里町以外の地区への意見	11 件	斜里町以外の地区への意見	11 件

6. 今後の対応

(1)ルール説明文 変更の検討



禁止 DON'T

禁止項目	説明
場所取り禁止	駐車場、周辺で海岸や山内側等に立ち入り禁止されています。
テント常設の禁止 (設置は24時間以内)	毎年12月1日～5月31日まで期間中に限り、設置は24時間以内としなくてはなりません。
砂丘の破壊禁止	砂丘の崩壊防止が目的です。
指定区域、期間の立入禁止	環境保全の観点から立入禁止区域、時期は必ず守らなくてはなりません。
ゴミ、残物の投棄禁止	ゴミや物の残物を海岸や山内に投棄する行為は禁止されています。
植生への車両乗入やテント設置禁止	砂丘植生への車両乗入やテント設置は禁止されています。
固定公園の砂浜は車両乗入禁止	砂浜公園の砂浜は固定公園として、砂浜への車両乗入が禁止されています。
指定区域、期間のサケ・マス採捕禁止	指定区域と期間に限りサケ・マス釣りは禁止されています。

守る KEEP

守る項目	説明
釣手の数は3本まで	漁獲に使用する釣竿は、すべて釣獲した魚はすべて持ち帰してください。
釣る尾数は3尾まで	1日に釣るサケ・マスの尾数は3尾にしてください。(リリースは釣った尾数に追いつくまで)
リリースは素早く丁寧に	リリースは魚を傷つけないように素早く丁寧に行ってください。
知識ではヒグマに特段の注意を	熊鈴・鈴は常に付けながら歩きましょう。熊鈴を鳴らしてヒグマの気配を知らせ、素早く通過してください。

- ### 公衆トイレのご案内
- 道の駅うとろ・シリエトウ
 斜壁町ウトロ西 186
 ☎0152-22-5000
 - 道の駅しゃり
 斜壁町本町 37
 ☎0152-26-6998
 - さわやかトイレしかば
 斜壁町本町 4
 (ゆめふる川原地区内)
 ☎0152-23-3131
 - オホーツク圏圏トイレ
 斜壁町組日敷 1 なる亭駅前
 ☎0152-23-3131

迷惑駐車はご遠慮を <p>道内観光客による駐車場の乱用は、地域の観光客に迷惑を及ぼす可能性があります。</p>	キャンプ的行為はキャンプ場で <p>駐車場の周辺では、椅子やテーブルを設置するなどのキャンプ的行為はご遠慮ください。</p>	焚火はご遠慮を <p>天候と釣りへの関係から焚火は、釣り場への迷惑となります。ご遠慮をお願いします。</p>	ウトロ漁港東側のサケ・マス釣りはご遠慮を <p>漁獲や環境保全の観点からウトロ漁港東側のサケ・マス釣りはご遠慮ください。</p>
--	---	---	---

禁止と説明している行為について、許可や届出に基づく場合や環境保全がけりう場合はご遠慮のではありません。禁止されている行為に当たった場合は、漁事により罰せられることがあります。区域によっては届け出により禁止されています。ご遠慮をお願いします。

(1)ルール説明文 変更の検討

釣る尾数は3尾まで



1日に釣るサケ・マス
の数は3尾以内と
してください。

(リリースは釣った数に含めません)



(陸に上げた魚は釣った数に含めます)

リリースは
素早く丁寧に



リリースは魚を弱らせないように
素早く丁寧に行ってください。



リリースは魚を陸に上げるこ
となく水中で行ってください。

- (2) 海岸植生への乗入が多い場所への侵入防止対策の検討
- (3) オシンコシンの滝駐車場への釣人車両による長時間占有を防ぐ対策の検討
- (4) 場所取り等の不適切行為が続いた場所への対策の検討



(5) 法制化に向けた協議

今年度設けた「3本3尾」を基本としたルールは、釣りをされる皆様のご理解とご協力のもと、概ね遵守され、その結果、資源や環境、住民生活への影響が緩和された。

一方で、漁業に関する規制を行う権限を持たない町のルールはお願いベースであり、啓発には労力も必要であった。

このため、ルールの主要な部分である「3本3尾」については、制度に基づく裏付けが強く希望され、町として国や道に要望を行っていく。



現状

高価で美味しい魚が数多く釣れるため、サケ釣りは過熱しやすく、様々な問題を引き起こす

ローカル・ルール
での3本3尾

釣人の皆様のご協力のもと、3本3尾で多くの問題が改善

守られれば良くなるが、啓発に多大な労力

必要なのは裏付け

委員会指示
等での3本3尾

制度や体制の条件が整えば

委員会指示
等でのライセンス

